

平成 16 年 12 月 17 日

各 位

会社名 ゼネラル株式会社
代表者名 取締役社長 上山 誠治
(コード 3890 大証第2部)
問合せ先 総務部長 野口 照夫
(TEL06 6933 1805)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 12 月 17 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記の通り、平成 17 年 1 月 28 日開催予定の当社第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および子会社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の利益を重視した事業展開を推進し企業価値を高めることを目的として、当社ならびに当社子会社の取締役・監査役および従業員（顧問等を含む、以下同じ）今後新たに選任または採用される者、取引先に対し、以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役・監査役および従業員（顧問等を含む、以下同じ）今後新たに選任または採用される者、取引先

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 230 万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

2,300 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株）

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は次に決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しなかった日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額（以下「払込価額」という。）とする。ただし、その価額が、新株予約権の発行の日の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、新株予約権発行の日の終値とする。また、1 円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または、自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 3 月 1 日から平成 22 年 1 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者のうち、当社ならびに当社子会社の取締役・監査役および従業員（顧問等を含む、以下同じ）、今後新たに選任または採用される者は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役・監査役および従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

上記の新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができ

るものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) その他

本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 1 月 28 日開催予定の当社第 66 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上